

【カード会員保障制度規約】

第1条 （カード会員保障制度の内容）

カード会員保障制度（以下「本制度」という）とは、ライフカード株式会社（以下「当社」という）が会員に発行するクレジットカード（以下「カード」という） または会員番号・有効期限・セキュリティコード等（以下「カード情報」という）が、紛失・盗難その他の事由（以下単に「紛失・盗難」という）により保障期間中に他人に不正使用された場合において、会員が被る損害を当社が保障する制度です。

第2条 （保障期間）

- (1) 本制度の保障期間はカード登録日から1年間とし、初日の午前0時から末日の午後12時に終わります。
(2) 本制度は、カード会員資格存続中は毎年自動更新となります。

第3条 （紛失・盗難届出と損害保障期間）

- (1) カードまたはカード情報が紛失・盗難にあったときは、会員は直ちにその旨を当社及び最寄りの警察署へ届けるとともに、当社所定の届出書を提出するものとしま
す。ただし、カード情報の紛失・盗難については、当社への通知で足りるものとします。
(2) 当社が発行したカードが未着であることを知ったときは、会員は直ちにその旨を当社へ連絡するとともに、当社所定の届出書を提出するものとします。
(3) 第1条により当社が保障する損害は、前述の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の60日前以降に行われた不正使用による損害とします。

第4条 （保障されない損害）

次のいずれかに該当する場合、またはそれに起因してカードまたはカード情報が不正使用された場合、当社は保障の責を負わず、その損害の全部を会員が負担するものとします。①会員の故意または重大な過失によって生じた場合。②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。③他人に譲渡、貸与または担保差入れたカードまたはカード情報によって生じた場合。④会員規約に違反している状況において紛失・盗難が生じた場合。⑤カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。⑥戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じた場合。⑦紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に損害が生じた場合。⑧会員が当社の請求する書類を提出しなかったり、当社が行う被害状況の調査に協力せず、また損害防止軽減のための努力を行わなかった場合。⑨暗証番号の入力を伴う取引で損害が生じた場合。ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。⑩転売を目的とした商品購入、その他会員が現金取得を主目的としたカードショッピング利用等、社会的相当性を欠く利用を行った場合。⑪その他、会員が当社の指示に従わなかった場合。

第5条 （損害の保障手続き・調査）

- (1) 会員が当社に損害の保障を請求する場合、会員は、カードまたはカード情報の紛失・盗難による損害の発生を知ったときから30日以内に被害状況等を記載した損害報告書、最寄りの警察署の被害届出証明または盗難届出証明等、当社が損害の保障に必要と認める書類を当社に提出するものとします。
(2) 当社または当社の委託を受けた者が、(1)の被害状況等の調査を行う場合、会員はこの調査に協力するものとします。
(3) 当社が必要な調査を終えたときは、遅延なく損害を保障するものとします。

【相談窓口】

- (1) 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
(2) 本規約についてのお問い合わせ、当社に対するご相談、ご意見、苦情及び支払停止の抗弁に関する書面(第Ⅱ章第6条(4))については、下記ライフカード株式会社に
おたすねください。

ライフカード株式会社
東京都港区芝 2-31-19 パンサイビル 〒105-0014
登録番号 関東財務局長(第)5第01481号
カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014
TEL (03)6840-3232 (受付窓口/インフォメーションセンター)

【個人情報の取り扱いに関する同意約款】

第1条 （個人情報の収集・利用・保有）

- (1) カード入会申込者（以下「申込者」という）及び会員（以下「会員」という）は、ライフカード株式会社（以下「当社」という）に対するクレジットカード申込み（申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本契約」という）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項（以下「本約款」という）により収集・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること及び途上与信を含むものとします。
①当社が取得した申込者及び会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（電話接続状況、接続状況調査年月日、移転先電話番号を含む。以下この条において同じ。）、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況等の属性に関する情報（本契約締結後に当社が申込者及び会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）。なお、会員が法人である場合は、当社が取得した法人名、代表者名、所在地、電話番号等の法人識別情報。②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金または弁済金（支払額）、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報。③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、債権譲渡等の情報等。会員との取引に関する情報。④本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、当社が取得した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。⑤本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証、健康保険証等の本人確認資料等に記載された本人識別情報（以下「本人確認情報」という）または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。⑥会員が当社との間で既に締結した契約がある場合、当該契約の申込み等をした事実及び当該契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報並びに債権の回収や途上与信を通じて得られた情報。⑦お電話でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報、及び映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的又は光学的媒体等に記録したもの）。⑧官報、電話帳、住宅地図等により公開されている情報。⑨会員のインターネット（当社アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴等の履歴情報、会員の位置情報、及びこれらの情報を分析の上、当社が把握する会員の興味・関心を示す情報。⑩上記①～⑨に規定する情報の変更後の情報及び付帯する個人関連情報。
(2) 申込者及び会員は、平成23年7月1日付けで株式会社ライフが当社を承継会社として吸収分割を行った後アイフル株式会社に吸収合併されたことに伴い、申込者及び会員と株式会社ライフとの間の取引に関しアイフル株式会社が保有している個人情報（アイフル株式会社が株式会社ライフを吸収合併した後において申込者及び会員から通知を受ける等により知った変更情報を含む）についてアイフル株式会社から提供を受けて当社が利用することに同意するものとします。なお、本項でいう個人情報の定義は(1)に準じるものとします。
(3) 会員は、当社と本契約に定める加盟店（以下「加盟店」という）が本契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、(1)①～③の個人情報を利用することに同意するものとします。
(4) 当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード（以下「提携カード」という）を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業（その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」という）が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で(1)①②の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。
(5) 当社が保有する個人情報には、本申込み時に申込者から受領した情報（当社 が当該申込みを否決した場合）及び本契約が終了し、または会員が完済した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同意します。

第2条 （個人情報の利用）

会員は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。
①当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。②当社の事業における市場調査、商品開発。③当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。
※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、集金代行事業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業については当社ホームページ(https://www.lifecard.co.jp)でお知らせしております。

第3条 （個人信用情報機関への登録・利用）

- (1) 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者、会員及びその配偶者の個人情報が登録されている場合には、申込者及び会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
(2) 申込者及び会員の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、申込者及び会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

株式会社シー・アイ・シー(CIC)		
	登録情報	登録期間
①	本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
②	本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③	債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

株式会社日本信用情報機構(JICC)		
	登録情報	登録期間
①	本申込みに基づく個人情報（本人を特定する情報ならびに申込日及び申込商品種別等の情報）	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月以内
②	本契約に基づく個人情報のうち本人を特定するための情報	契約内容、返済状況または取引事実にに関する情報のいずれかが登録されている期間
③	本契約に基づく法人を特定するための情報（会員が法人である場合に限る）	本人を特定する情報、契約内容、返済状況または取引事実にに関する情報のいずれかが登録されている期間
④	契約内容及び返済状況に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内
⑤	取引事実にに関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

- (3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー(CIC)（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト15F
フリーダイヤル 0120-810-414 https://www.cic.co.jp
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
②株式会社日本信用情報機構(JICC)（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp
(4) 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

①【CIC・JICCの提携個人信用情報機関】
全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
TEL (03)3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
②CICとJICCとは互いに提携する個人信用情報機関です。
(5) 上記(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

①株式会社シー・アイ・シー(CIC)
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報となります。
②株式会社日本信用情報機構(JICC)
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、申込情報（申込日及び申込商品種別等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、及び取引事実にに関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）となります。なお、会員が法人である場合は、上記に加え、本契約に基づく法人貸付情報（法人名、代表者名、所在地、電話番号等の個人情報を含む、法人識別情報及び貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）となります。

第4条 （個人情報の提供・利用）

- (1) 会員は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第2条に記載の各目的（この場合において上記目的中「当社の事業」とあるのは、「提携先企業の事業」と読替えます）のため、当社が第1条(1)①②の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。
(2) 申込者が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった申込者を対象に、提携先企業がIDカード・現金ポイントカード等（以下「IDカード等」という）の発行を行うときは、提携先企業によるIDカード等の発行業務のためにカード入会審査の結果情報及び第1条(1)①の個人情報のうちIDカード等の発行に必要な個人情報情報を当社が提携先企業に提供することに同意します。
(3) 上記(1)の提携先企業への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から10年間とします。上記(2)の提供期間は、カード契約不成立となった日から6か月間とします。
(4) 当社が、本契約に関する与信業務、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条(1)の個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

第5条 （個人情報の開示・訂正・削除）

- (1) 申込者及び会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示よう請求することができます。
①当社に開示を求める場合には、第8条記載のセンターに連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ(https://www.lifecard.co.jp)でお知らせしております。②個人信用情報機関への開示請求は、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 （本約款に不同意の場合）

当社は、申込者が本契約の必要な記載事項（カード入会申込書の表面で申込者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本約款の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本約款第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第4条による提携先企業から商品等の案内を行うことに同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約を拒否することはないものとします。なお、第2条に同意しない場合でも、当社が会員に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

第7条 （同意の取消）

本約款第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第4条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第6条なお書きの定めは、本条でも同様とします。

第8条 （個人情報の取り扱いに関する管理責任者及び問い合わせ等の窓口）

本約款第1条(4)に関する管理責任者は当社となります。また、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者を設置しております（個人情報管理責任者役職等の詳細は、当社ホームページ(https://www.lifecard.co.jp)をご覧ください）。本約款第1条(4)並びに個人情報の開示・訂正・削除についての申込者及び会員の個人情報に関するお問い合わせや個人情報の利用・提供の中止、その他のご意見の申出は、下記のセンターにお願いします。
カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014
TEL (03)6840-3232 (受付窓口/インフォメーションセンター)

第9条 （本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条 （約款の変更）

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

第1条 （利用規定）

- (1) 本規定は、ライフカード株式会社(以下「当社」という)がインターネット上で提供するLIFE-Web Deskのサービス(以下「本サービス」という)の利用について、次条に従い利用登録が認められた者(以下「利用者」という)に適用されます。
- (2) 利用者は、本規定のほか、本サービスについての「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項または関連規定を遵守するものとします。

第2条 （利用登録とID・パスワード）

- (1) 本サービスの利用者は、当社または当社提携会社の発行するクレジットカードの貸与を受けた者・当社所定のサービス利用者（以下「会員」という）のうち、本規定を承認のうえ当社が定める方法により手続きを行い、当社が本サービスの利用登録を認めた者となります。
- (2) 当社は、利用登録を認めた者に対し、利用者进行特定し、本サービスを利用するためのIDを発行します。利用者は、利用登録の申請の際に自ら指定したパスワードを使用して利用登録を完了させるものとします。なおID及びパスワードは、当社が認めた範囲内で利用者が任意に変更できます。
- (3) 当社は、ID及びパスワードの一致を確認することによりLIFE-Web Deskにログインした者を利用者本人とみなします。

第3条 （本サービスの内容）

- (1) 利用者は、利用登録申請の際に登録した商品によって提供される本サービスの内容が異なることを承諾するものとします。
- (2) 本サービスの内容は、以下のとおりとします。
1. ご利用可能枠・残高の照会 2. ご利用代金明細照会 3. オンラインキャッシング申込み 4. 支払方法・利用可能枠等の変更 5. ポイントの照会・特典交換 6. Eメール配信 7. インターネットショッピング本人認証サービス 8. 属性照会・変更 9. その他のサービス
- (3) 当社は、本サービスの内容を予告なく追加、変更または中止することがあります。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は補償その他の義務を負いません。

第4条 （ご利用代金明細書の郵送停止）

- (1) 当社は、本サービスの利用登録によりご利用代金明細書の郵送を停止するものとします。ただし、当社が必要と判断または利用者が希望した場合は、郵送するものとします。
- (2) 利用者は、本サービスでご利用代金明細情報を閲覧し、これをデータ保存するものとします。なお、データ保存ができなかった場合は当社に申し出るものとします。

第5条 （利用者の管理責任）

- (1) 利用者は、自己のID及びパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのID及びパスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。
- (2) ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無にかかわらず、当社は一切責任を負いません。
- (3) 利用者は、自己のID及びパスワードが使用されて当社または第三者に損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を賠償するものとします。
- (4) 利用者は、Eメールアドレスなど当社に申請した登録内容に変更があった場合、または自己のID及びパスワードが第三者に無断使用されていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。また届出がないことにより利用者並びに第三者に不利益や損害が発生した場合にも当社はその責任を負いません。

第6条 （利用者の禁止事項）

- (1) 利用者は、利用者として有する権利及びID等を、第三者に譲渡もしくは行使させてはなりません。
- (2) 利用者は、前項のほか、次の行為を行ってはなりません。
1. 本サービスの利用登録の際、虚偽の情報を送信・登録する行為。 2. 本サービスの利用によって取得した情報を営業・営利目的に利用する行為、公序良俗に反する行為または法令に違反する行為。 3. 他の利用者または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。 4. その他当社が不適当と認めた行為。
- (3) 本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産等は、すべて当社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはなりません。

第7条 （本サービス利用の一時利用停止・登録抹消）

- 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者の承諾なくしてIDの一時利用停止または利用登録を抹消できるものとします。
1. 会員資格を喪失した場合。 2. 本規定のいずれかに違反した場合。 3. 本サービスの利用に際し必要とされる債務支払いまたは義務の履行を行わなかった場合。 4. ID・パスワードを連続してログインエラーとなった場合。 5. その他当社が利用者として不適当と判断した場合。

第8条 （利用者に対するEメールによる通知・情報提供）

- (1) 利用者は、当社に登録したEメールアドレスを、当社または提携会社等からの重要情報を含む事務連絡メールまたは各種サービス案内やキャンペーン等の通知・情報提供に利用することについて承諾するものとします。ただし、利用者は当社所定の届出をすることにより、事務連絡メール等の必要な通知を除くEメールによる情報提供の中止を依頼することができます。
- (2) 当社に登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者、利用者とEメールアドレスを共有している者、または第三者に対して損害が発生した場合には、当社は一切責任を負わないものとします。
- (3) 利用者は、第(1)項のEメールが適切に受信できるよう、プロバイダーまたは自己のEメール受信機の設定等を行うものとし、当社が当該Eメールアドレス宛への諸通知・情報を送信したときをもって、利用者に到達したものとします。

第9条 （個人情報の取扱い）

- (1) 当社は、利用者が登録した情報、本サービスの利用情報等を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合の他は第三者に提供しないものとします。
- [a]あらかじめ、利用者に対して、取得方法、提供する目的、提供する個人情報の項目等を通知し、利用者の同意がある場合。 [b]法令等に基づく場合。 [c]人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。 [d]公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。 [e]国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (2) 当社は、前項の個人情報を、次に記載する利用目的や顧客に有益と思われる情報提供に利用できるものとします。また、統計資料などに加工して利用できるものとします。
- [a] 利用者の管理及び利用分析・集計のため。 [b] 宣伝情報の配信等当社の営業・サービス案内のため。 [c] 各種取引の申込み・問合せの確認・照会または連絡・回答のため。 [d] 市場調査、商品開発等のため。
- (3) 利用者の個人情報を預託する場合がありますが、当該個人情報を預託する会社とは機密保持契約を締結し、利用者の個人情報を漏洩しないよう適切な管理を実施します。
- (4) 利用者の個人情報については、開示を請求できます。開示の結果、その情報が誤っている場合には、訂正または削除を請求することができます。また、第(2)項の範囲内で利用者の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供を中止します。請求・申出は下記にご連絡ください。
- <お問い合わせ先>
- カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014 TEL.(03)6840-3232(受付窓口/インフォメーションセンター)
- (5) お申込み・お問い合わせの内容によって、または必要な情報をご提供いただけない場合には、回答できかねる場合があります。また、必要に応じて再度情報の提供についてご確認させていただきます。
- (6) クッキーやウェブビーコン等を用いるなどして、利用者が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。
- (7) 取得した個人情報については、漏洩、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

第10条 （免責）

- (1) 当社は、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行いません。また、本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等を保証するものではありません。
- (2) 当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負いません。
- (3) 利用者がIDもしくはパスワードの使用または認証により当社が認める販売店(以下「加盟店」という)から商品・サービスを購入する場合、当該取引きは利用者と加盟店との間で行われるものであって、当社はこれに関与するものではありません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、すべて利用者と当該加盟店との間で解決するものとし、当社はこれについて何ら責任を負うものではありません。

第11条 （本サービスの一時停止・中止）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知または承諾なくして、本サービスを一時停止または中止できます。
1. システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合。 2. 天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合。 3. その他当社が必要と判断した場合。
- (2) 当社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

第12条 （本規定の変更）

- (1) 当社は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとし、利用者もこれを承諾します。
- (2) 利用者は、本規定の変更後、本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとみなします。

第13条 （準拠法）

- 本規定の効力、履行及び解釈に関しは、すべて日本法が適用されるものとします。

第14条 （合意管轄裁判所）

- 本サービス利用に関する紛争について、利用者と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかににかかわらず利用者の住所地または当社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

ライフ ETC カード規定

第1条 （本カードの発行）

1. ETC カード会員(以下「会員」という)とは、ライフカード株式会社(以下「当社」という)がライフカード会員規約(以下「会員規約」という)に基づき入会を認めたライフカード会員で、本規定を承認のうえライフETCカード(以下「本カード」という)の発行を申し込み、当社がこれを認めた方をいいます。
2. 本規定において、有料道路事業者とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく事業者をいいます。
3. 本規定において、ETC システム利用規程とは、有料道路事業者から選定された料金決済契約者であり当社が業務提携する料金決済契約者(以下「料金決済契約者」という)とETC 決済契約を締結した有料道路事業者(以下「道路事業者」という)が定める規程をいいます。当社は、本カード送付時に会員にETC システム利用規程を送付します。
4. 会員は、本カードの利用をもって、ETC システム利用規程を承認したものとします。
5. 本カードは、ETC システムを利用するための専用カードです。なお、道路事業者所定の料金所においては、本カードの提示により道路事業者所定の料金支払いを申し出ることができます。
6. 会員が本カードを利用する場合、会員規約および本規定が適用されます。また、ETC システムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETC システム利用規程の定めるところによるものとします。

第2条 （本カードの貸与）

1. 当社は、第1条により当社が認めた会員に、会員規約に基づき発行し貸与しているライフカード(以下「ライフカード」という)とは別に、本カードを貸与します。
2. 本カードの所有権は当社にあり、会員はライフカードと同様に使用し管理しなければなりません。

第3条 （本カードの有効期限）

1. 本カードの有効期限は、当社が指定するものとし本カードに表示した月の末日までとします。
2. 当社は、本カードの有効期限までにライフカードの退会または本規定の解約の申し出がない会員で、かつ、当社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たな本カードを貸与します。

第4条 （年会費）

- 会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払い済みの年会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとします。

第5条 （再発行）

- 本カードの紛失、盗難、破損および汚損により、会員が希望し、当社が審査のうえ認めた場合は、本カードを再発行します。なお、この場合、会員は、本カード所定の再発行手数料を支払うものとします。ただし、本カード側にETC システムの利用ができない明らかな理由があると認められた場合は、この限りではありません。

第6条 （利用代金の支払いおよび利用可能枠）

1. 会員は、本カードでETC システムを利用した場合、ETC システム利用規程に基づきETC システムに記録された料金または第1条第5項で支払いを申し出た料金(以下「料金」という)に係る会員の道路事業者に対する債務を料金決済契約者が会員に代わって道路事業者に立替払いし、さらに会員の料金決済契約者に対する債務を当社が会員に代わって料金決済契約者に立替払いすることを当社に委託するものとし、当社に対する債務をライフカード利用代金と同様の方法で当社に支払うものとします。なお、支払いは1回払いのみとします。
2. 前項の料金は、道路事業者の請求データに基づくものとし、会員は当社に対して当該請求データの金額を支払うものとします。道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で解決するものとします。
3. 本カードの利用可能枠は、ライフカードの利用可能枠の範囲内とします。
4. 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。会員は、その場合当社が道路事業者に対して料金の徴収に必要な情報を提供することがあることについて予め承諾するものとします。

第7条 （解約）

1. 会員は、当社所定の方法により本規定を解約することができます。
2. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本規定を解除することができます。
- (1) 会員が会員規約に基づく会員資格を喪失した場合。
- (2) 会員が本規定および会員規約に違反したり、本カードの使用状況が適当でない当社が判断した場合。
- (3) 当社が有効期限を更新処理した本カードを会員に発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。
3. 会員は、いずれの場合においても当社所定の方法により本カードの解約手続きを行なうとともに、本カードを直ちに裁断後、返却または会員の責任で廃棄するものとします。

第8条 （紛失・盗難等）

- 本カードの紛失、盗難などにより、他人に本カードを使用された場合、会員規約に定められたカード盗難保険制度またはカード会員保障制度のいずれかが適用されます。ただし、本カードを車内に放置していた場合は、紛失、盗難について重大な過失があったものとみなします。

第9条 （免責）

- 当社は、本カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETC システムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

第10条 （規定の変更）

- 将来、本規定を変更する場合、当社が会員に変更事項を通知した後に会員が本カードを利用したときは、会員は、変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第11条 （その他の事項）

- 本規定に定めのない事項については、すべて会員規約を準用するものとします。

ライフカード株式会社

カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014

TEL.(03)6840-3232(受付窓口／インフォメーションセンター)

別表 1

No.	規約 番号	カード名称	カードショッピングの 支払回数、支払期間、 包括信用購入あっせん の手数料		提携企 業内利 用条件 の有無	カードショ ッピングリ ボルピング 払いの毎月 の弁済金 (支払額)	ショッ ピング リボ手 数料料 率(%)	キャッ シング 利率(%)	特約・補足
			通常利用	あと分割					
B1	18521	ライフカードビジネス	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B2	18631	AGBS ビジネスカード AGBS ビジネスカードゴールド	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※6) 月次料金のクレジットカード 決済に関する特約 (※7) 新規クレジットカード申込 者向け事前承諾事項 (※8) クレジットカード支払規約 (※9) 明細照会サービス利用規定
B3	18931	AGBS ビジネスカードゴールド	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※5) ロードサービス利用規定 (※6) 月次料金のクレジットカード 決済に関する特約 (※7) 新規クレジットカード申込 者向け事前承諾事項 (※8) クレジットカード支払規約 (※9) 明細照会サービス利用規定
B4	19771	きんさんエグゼクティブビジネスカ ード G	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※5) ロードサービス利用規定
B5	19781	きんさんビジネスカード	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B6	19841	コスモ電材カード	条件表 iii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	無	(※1) ビジネスカード特約
B7	20700	ライフカードビジネスライト ライフカードゴールドビジネスライ ト ライフカードビジネスライトプラス ライフカードビジネスライトプラス ゴールド	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B8	20940	ミライノカード Business ライト ミライノカード Business GOLD ライ ト	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約 (※3) 支払及び情報取扱いに係る 特約 (※10) ポイントサービス規定①
B9	20950	ミライノカード Business ミライノカード Business GOLD	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※3) 支払及び情報取扱いに係る 特約 (※10) ポイントサービス規定①
B10	21131	FASIO ビジネスカード FASIO ビジネスプレミアムゴールド	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B11	21230	ライフカードビジネス (Dp) ライフカードゴールドビジネス (Dp)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※4) 保証金特約
B12	21391	STAR BUSINESS CARD STAR BUSINESS CARD GOLD	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約
B13	21401	STAR BUSINESS CARD LIGHT STAR BUSINESS CARD GOLD LIGHT	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B14	21411	Accounting Card	条件表 ii	条件表 iv	○	条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B15	21431	freee Mastercard ワイド freee Mastercard ワイドゴールド	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B16	21441	freee Mastercard ゴールド	条件表 ii	条件表 iv	○	条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B17	21531	Salon Professional Card (B)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定 (※11) ポイントサービス規定②
B18	21541	Salon Professional Card (L)	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約 (※11) ポイントサービス規定②
B19	21551	大阪府歯科医師協同組合ビジネスカ ード 大阪府歯科医師協同組合ビジネスゴ ールドカード 大阪府歯科医師協同組合ビジネスブ ラチナカード	条件表 ii	条件表 iv	○	条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B20	21610	Pit Earth card	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B21	21621	STAR BUSINESS CARD (デポジット)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※4) 保証金特約
B22	21831	Paytner Card (B)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定
B23	21841	Paytner Card (L)	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B24	22091	MIYABI CARD	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B25	22151	GMO あおぞらビジネスクレジットカ ード (L)	条件表 ii	条件表 iv		条件表 v	19.8%	18.0%	(※1) ビジネスカード特約
B26	22141	GMO あおぞらビジネスクレジットカ ード (P)	条件表 i	無		無	無	無	(※1) ビジネスカード特約 (※2) 連帯保証規定

別表 2 カードショッピングの取引条件表示

1. カードショッピングの1 回払い、分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払いの取引条件表示
1 回払い、分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払い時の支払回数、支払期間、手数料率（実質年率）は以下のとおりとなります。

【条件表 i】	
支払回数(回)	1
支払期間(か月)	1
手数料の料率 (実質年率・%)	0
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	0

【条件表 ii】																	
支払回数(回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
支払期間(か月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
手数料の料率 (実質年率・%)	0 (※1)	0 (※2)	12.2	12.9	13.5	13.8	14.1	14.3	14.4	14.5	14.6	14.7	14.7	14.8	14.8	14.9	14.9
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	0	0	2.04	2.72	3.40	4.08	4.76	5.44	6.12	6.80	7.48	8.16	8.84	9.52	10.20	10.88	11.56

支払回数(回)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34															
支払期間(か月)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34															
手数料の料率 (実質年率・%)	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.8	14.8	14.8															
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	12.24	12.92	13.60	14.28	14.96	15.64	16.32	17.00	17.68	18.36	19.04	19.72	20.40	21.08	21.76	22.44	23.12															

支払回数(回)	35	36	42	48	54	60	ボーナス一括払い	ボーナス二括払い
支払期間(か月)	35	36	42	48	54	60	2～6	7～12
手数料の料率 (実質年率・%)	14.8	14.8	14.7	14.6	14.5	14.3	0	0
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	23.80	24.48	28.56	32.64	36.72	40.08	0	0

※加盟店により、利用できない支払回数がある場合があります。
※加盟店により、支払回数 3 回以上の利用に関し、上記表より低い手数料率が適用される場合があります。
※ 1 利用する加盟店により手数料が発生する場合があります。
※ 2 利用する加盟店により実質年率 10.8%（100 円あたり 1.36 円）の範囲で手数料が発生する場合があります。

【条件表 iii】	
支払回数(回)	1 据置き 1 回払い
支払期間(か月)	1 2～6
手数料の料率 (実質年率・%)	0 0
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	0 0

2. カードショッピングのあと分割の取引条件
あと分割時の支払回数、支払期間、手数料率（実質年率）は以下のとおりとなります。

【条件表 iv】																																
支払回数(回)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18															
支払期間(か月)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18															
手数料の料率 (実質年率・%)	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8															
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	2.48	3.31	4.15	5.00	5.85	6.70	7.56	8.42	9.29	10.16	11.04	11.92	12.81	13.70	14.59	15.49	16.40															

支払回数(回)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35															
支払期間(か月)	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35															
手数料の料率 (実質年率・%)	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8															
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	17.30	18.22	19.13	20.05	20.98	21.91	22.85	23.78	24.73	25.68	26.63	27.58	28.55	29.51	30.48	31.46	32.43															

支払回数(回)	36	42	48	54	60
支払期間(か月)	36	42	48	54	60
手数料の料率 (実質年率・%)	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8
現金価格 100 円当たり の手数料の額(円)	33.42	39.41	45.55	51.85	58.29

3. カードショッピングのリボ払い時の取引条件（弁済金）

(1) リボ払い時の弁済金の設定は以下のとおりとします。

【条件表 v】

条件 ①	前 月 末 残 債 務 額	支 払 額
	1 円 ~ 10 万円	~4,000 円
	10 万円超 ~ 20 万円	8,000 円
	20 万円超 ~ 30 万円	12,000 円
	30 万円超 ~ 40 万円	16,000 円

利用残高が40万円を超える場合、利用残高10万円当たり4,000円単位での弁済金(支払額)増額が行われるものとします。

4. 具体的算定例

＜条件表 ii の支払総額の具体的算定例＞

現金価格 12 万円、支払回数 12 回でカードを利用した場合

- 支払総額 12 万円 + 12 万円 × 8.16 円 / 100 円 = 12 万 9,792 円
- 月々の分割支払金 12 万 9,792 円 ÷ 12 回 = 1 万 816 円
(100 円未満は初回到支払い)

初回分割支払金 1 万 800 円 + 192 円 = 1 万 992 円
2 回目以降分割支払金 1 万 800 円

＜条件表ivの支払総額の具体的算定例＞

現金価格 12 万円、支払回数 12 回でカードを利用した場合

- 支払総額 12 万円 + 12 万円 × 11.04 円 / 100 円 = 13 万 3,248 円
- 月々の分割支払金 13 万 3,248 円 ÷ 12 回 = 1 万 1,104 円
(100 円未満は初回に支払い)

初回分割支払金 1 万 1,100 円 + 48 円 = 1 万 1,148 円
2 回目以降分割支払金 1 万 1,100 円

＜条件表ⅴの支払総額の具体的算定例＞

実質年率 19.8% (月利 1.65%) の場合
 利用残高 10 万円の場合
 弁済金(支払額) 4,000 円
 うち、手数料充当額 $10 \text{ 万円} \times 1.65\% = 1,650 \text{ 円}$
 元本充当分 $4,000 \text{ 円} - 1,650 \text{ 円} = 2,350 \text{ 円}$

5. 提携内利用条件

上記1.に関わらず、以下のカードにつきましては、カード毎に指定された加盟店で利用された場合、以下の条件が適用されます。

支払回数(回)	1
支払期間(か月)	1
手数料の利率 (実質年率・%)	0
現金価格100円当たりの 手数料の額(円)	0

No. B16 21441 free Mastercard ゴールド											
支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15	20	24	ボーナス一括払い
支払期間(か月)	1	2	3	5	6	10	12	15	20	24	2~6
手数料の料率 (実質年率・%)	0	0	12.2	13.5	13.8	14.5	14.7	14.8	14.9	14.9	0
現金価格100円当たりの 手数料の額(円)	0	0	2.04	3.4	4.08	6.8	8.16	10.2	13.6	16.32	0

現金価格 12 万円、支払回数 12 回でカードを利用した場合
 ●支払総額 12 万円 + 12 万円 × 8.16% / 100 円 = 12 万 9,792 円
 ●月々の分割支払金 12 万 9,792 円 ÷ 12 回 = 1 万 816 円
 (100 円未満は初回到支払い)
 初回分割支払金 1 万 800 円 + 192 円 = 1 万 992 円
 2 回目以降分割支払金 1 万 800 円

No. B19 21551	大阪府歯科医師協同組合ビジネスカード・大阪府歯科医師協同組合ビジネスゴールドカード・大阪府歯科医師協同組合ビジネスプラチナカード											
支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括払い 2~6
支払期間(か月)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	
手数料の料率 (実質年率・%)	0	0	12.2	13.5	13.8	14.5	14.7	14.8	14.9	14.9	14.9	0
現金価格 100 円当たりの 手数料の額(円)	0	0	2.04	3.4	4.08	6.8	8.16	10.2	12.24	13.6	16.32	0

現金価格 12 万円、支払回数 12 回でカードを利用した場合
 ●支払総額 12 万円 + 12 万円 × 8.16 円 / 100 円 = 12 万 9,792 円
 ●月々の分割支払金 12 万 9,792 円 ÷ 12 回 = 1 万 816 円
 (100 円未満は初回に支払い)
 初回分割支払金 1 万 800 円 + 192 円 = 1 万 992 円
 2 回目以降分割支払金 1 万 800 円

別表 3

【※1】ビジネスカード特約

本特約が適用されるカードについては、ライフカード会員規約の定めに優先して、以下の規定が適用されるものとします。

(2) 会員は、当社が入会を認めた商店主等の個人または法人とします。

(3) 会員は、カードを保有し、使用する者を指定するものとし、会員の代表者及び指定された従業員をカード使用者とします。なお、ライフカード会員規約におけるカード保有、利用に関する規定においては、「会員」を「会員およびカード使用者」に読み替えて適用するものとします。

(4) 会員は、商売または社用を目的として、カードショッピング利用するものとします。また、会員が個人である場合において、キャッシングを利用する場合は、生計費融資を目的として利用するものとします。

(5) 会員は、本規約に基づきカード使用者がカードを利用する行為はすべて会員の行為とみなすことに異議のないものとし、カード使用者のカード使用による代金の当社への支払い、その他のカード使用及び保管により生ずる当社への一切の責任を負うものとします。

(6) 会員は、当社が連帯保証人に対して本規約に基づく支払の履行の請求をしたときは、会員に対しても、当該履行の請求の効力が生ずるものとします。

(7) カードを利用した取引は、本規約で特に定める規定を除き、割賦販売法その他の消費者保護規定の適用を受けないものとします。

(8) 当社は、会員に対し、カード使用者、カード番号、有効期限等の印字されたカードを発行し、貸与するものとし、カードは、カードに署名したカード使用者のみが利用できるものとします。

(9) カード会員規約「第1章 一般条項 第16条(期限の利益喪失)」の定めは、以下の内容に読み替えるものとします。

第 16 条 (期限の利益喪失)
 ① 会員が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいて当社に対し負担する一切の支払債務について、当然に期限の利益を失い当該未払債務の全額を直ちに支払うものとしす。
 ② ① 会員がカード利用代金の支払いを 1 回でも怠った場合。
 ③ 差押、仮差押、仮処分、の申立てまたは滞納処分を受けた場合。
 ④ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他の裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをした場合。
 ⑤ カードの他人への質、譲渡、質入れ、担保提供等、もしくはカード情報の他人への提供、または商品(権利を含む。以下同じ)の質入れ、担保提供、譲渡、質貸等、当社のカードの所有権及び商品の所有権を侵害する行為もしくはこれに準ずる行為をした場合。
 ⑥ 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。
 ⑦ 前条(3)⑤に該当する行為を行った場合。
 ⑧ その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。

【※2】連帯保証規定

(2) 会員が法人の場合、連帯保証人は、会員の本ライフカード会員規約に基づく一切の債務につき、会員と連帯して責任を負うものとします。
(3) 会員及び連帯保証人は、会員より連帯保証人に対し、以下の情報を提供したことを表明し、保証します。
①財産及び収支の状況 ②本規約に基づく債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況 ③本規約に基づく債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
(4) 連帯保証人は、「カード会員規約第1章 一般条項 第22条(合意管轄裁判所)、第24条(住民票取得等の同意)」「反社会的勢力の排除について」「個人情報の取り扱いに関する同意約款」の規定に「会員」を「連帯保証人」に読み替え、「個人情報の取り扱いに関する同意約款」の規定に「本契約」を「連帯保証契約」に読み替えて、連帯保証人に対し、適用されることに同意するものとします。

【※3】 支払及び情報取扱いに関する特約

① ライフカード会員規約第1章 一般条項 第7条(支払い)に基づき、会員がカード利用による支払金等の振替口座として指定できる預金口座は、住信 SBI ネット銀行株式会社にて開設された本人名義の預金口座に限るとします。

② 「個人情報の取り扱いに関する同意約款 第1条(4)、第2条、及び第4条(1)(2)」の定めは、以下の内容に読み替えて適用する。

第1条(個人情報の収集・利用・保有)

(4) 当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード(以下「提携カード」という)を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業(その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」という)が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスの提供ならびに提携先企業が取り扱う各種商品、サービス等の紹介および与信のために必要な範囲内で、当社と提携先企業が(1)①②③の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。

第2条(個人情報の利用)

会員は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③の個人情報を利用することに同意します。

① 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。② 当社の事業における市場調査、商品開発。③ 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

※ 当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、集金代行事業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業については当社ホームページ(<https://www.lifecard.co.jp>)でお知らせしております。

第4条(個人情報の提供・利用)

(1) 会員は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第2条に記載の各目的(この場合において上記目的中「当社の事業」とあるのは、「提携先企業の事業」と読替えます)のため、当社が第1条(1)①②③の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。

(2) 申込者が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった申込者を対象に、提携先企業によるカード入会情報の管理のためにカード入会審査の結果情報及び第1条(1)①の個人情報のうちカード入会情報の管理に必要な個人情報を当社が提携先企業に提供することに同意します。

【※4】保証金特約

第1条（保証金の預託等）
 ①会員は、ライフカード会員規約に基づく一切の債務の担保として、以下の各号の定めに基づき、保証金（以下、「保証金」という）を当社へ預託するものとします。なお、保証金には利息を付さないものとします。
 ②預託する保証金の額は、カードの利用可能枠を超えない範囲において、カードの利用可能枠に当社が定める割合を乗じた額とし、別途会員に提示します。③保証金は、前号の定めに従い当社が提示した額を、当社が指定した方法により、当社が指定した期日までに預託するものとします。
 ④会員が前項②に基づき当社が指定した期日までに保証金の預託を行わない場合、カードを退会するものとして取り扱うこととします。
 ⑤保証金返還請求権は、第三者に譲渡又は質入することはできないものとします。

第2条 (保証金の返還)

(1) 会員がライフカード会員規約第Ⅰ章第15条(1)または(2)に該当した場合、当社は、本規約に基づく一切の債務が消滅していることを確認した後、振替口座等への送金により保証金を返還するものとします。

(2) 前項の定めに関わらず、本規約に基づき会員が負担すべき債務が将来的に発生する可能性があるとして当社が判断した場合は、当社は当該可能性が消滅するまで、保証金の返還を留保することができるものとします。

第3条 (保証金による充当)

(1) 当社は、当社の判断により、保証金を、本規約に基づく一切の債務に充当できるものとします。
(2) 保証金の充当によっても、未払債務を完済させるに足りない場合、会員は、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいづれの債務に充当しても異議ないものとします。
(3) 前項により保証金を充当した後、残余の保証金が存在する場合においては、前条に準じて、その保証金を返還するものとします。
(4) 保証金充当後、なお未払債務が残る場合においては、会員は未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

【※5】ロードサービス利用規定

本規定は、ライフカード株式会社（以下「ライフカード」という）が発行する「ライフカードゴールド」（以下「本カード」という）を保有する会員及び家族会員（以下「会員」という）が利用できるロードサービス内容及び利用条件等を定めるものです。なお、会員資格を喪失したときは、その理由、時期を問わず、本規定に基づくロードサービスの提供を受けられなくなりますので、あらかじめご了承ください。

第1条 (定義)

(1) 本規定において「ロードサービス」とは、車両の事故・故障時の現場軽作業及びレッカーサービス（入庫後の修理等作業は含まない）をいいます。
 (2) 本規定において「本サービス」とは、本規定に基づき会員が利用できるロードサービス、メッセージサービス及びアフターフォローサービスをいいます。
 (3) 本規定において「運営者」とは、ライフカードが提携するタイムズコミュニケーション株式会社をいいます。
 (4) 本規定において「サービス実施者」とは、運営者よりロードサービスを受託の上実施する運営者提携事業者をいいます。

第2条 (サービスの併用の禁止)

会員は、同一の事故・故障等につき、本サービスと第三者が提供または手配するサービスとを併用できないものとします。

第3条 (ロードサービスを提供できない場合)

次の各号のいずれかに該当する場合または車両については、ロードサービスを提供できない場合があります。

(1)台風・豪雨・豪雪・暴風などの気象状態、または地震・津波・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
(2)通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーポート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない道路に対象車両がある場合。
(3)戦争・暴動、または公権力の行使によりの運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。
(4)核燃料物質(使用済みも含む)等の放射性・爆発性・その他有害な特性の作用に起因する事故・故障等。
(5)違法な改造がなされている車両・車検登録のない車両・特殊工作装置等を装備した車両。
(6)法令に違反している場合・その他下に該当する場合。
①運転者の故意による事故・故障等。②ロードサービス提供後に飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれのある場合。③車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。④レース、ラリー等、一般の乗用目的以外(店舗展示車等を含む)での車両利用中の事故・故障等。⑤ロードサービスの実施により、対象車両及び積載物に損傷等の損害が発生する場合。⑥対象車両に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物を積載している場合。⑦ロードサービスの実施により、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、当該第三者の承諾が得られない場合。⑧他人名義の車両で、サービス実施者が所有者・使用者等権利者の承諾を確認できない場合。
(7)レッカーまたは車輛運搬の際、積載物に損傷が発生しうること。
(8)前各号以外でも、天候、場所、車輛の状態等により、社会通念上、サービス実施が困難であると見られる場合。

第 4 条 （ロードサービス提供の条件）

次の各号の条件を満たすことが、ロードサービス提供の条件となります。
(1) 運営者の設置するコンタクトセンターにサービスの依頼をし、会員番号・氏名・生年月日・住所等の告知により会員である旨を明示すること。
(2) サービスの実施前に会員は、本カード並びに自動車運転免許証をサービス実施者に提示し、サービスを受けた後に運営者所定の作業報告書を確認し、これに署名を行うこと。
(3) サービスの実施に伴い会員の車両に損傷等が生じ得る可能性が予測される場合には、当該損傷につきサービス実施者を免責する旨の念書に会員が署名すること。
(4) 警察への届け出を要する事故については、会員が警察への届け出を済ませておりかつサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
(5) サービスの実施に必要なサービス実施者の指示に従うこと。
(6) サービスの実施にあたって会員が立会うこと。ただし、レッカー車によるけん引及び積載車による運搬の場合は除き、また会員の負傷時には会員から委任された者による立会いも可とします。
(7) 危険物運搬車両のレッカー車けん引及び積載車による運搬については、危険物取扱者免許の保持者が同行すること。
(8) 会員は、本カード及びロードサービスの権利を他人に譲渡・貸与しないこと。

第 5 条 （対象車両）

会員が運転中に事故・故障にあった車両でかつ車検証上車輛総重量 3t 以下の自家用四輪自動車、特種用途自動車(キャンピングカーに限る)、自動二輪車ならびに原動機付自転車とします。

第 6 条 （無償サービスの内容）

サービス実施者が無償で提供するロードサービス及び運営者が無償で提供するメッセージサービス及びアフターフォローサービスは、会員の乗車する車両が日本国内で走行中に発生した事故または車両故障により自力走行不能(※)になった場合を条件として以下の通りとします。
※「自力走行不能」は、物理的に走行不可能な場合(例えば、車が大破して動かない場合)、または道路交通法上走行が禁止される場合(例えば、夜間でライトが作動しない場合)をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無い状態であるスリップする状態で行けない場合などは含まないものとします。

(1)現場軽作業サービス
事故または車両故障の現場において、作業員 1 名が 30 分(次項に定めるレッカーサービスにおける積込み作業を含めいくつかの作業を合せて行う場合はその合計所用時間が 30 分)以内に実施可能な次の軽作業サービス。
①キー閉じ込み時の開錠作業(トランクは除く。紛失・複製は対象外。盗難防止装置付は開錠できない場合がある)②バッテリー上がり時のジャンピング作業(充電は除く・交換は除く)③バンク時のスペアタイヤ交換作業(1 本まで)④ガス欠時の給油作業(10 リットルを限度とし、ガソリン代は会員負担)⑤タイヤ 1 本落輪している場合(落差 1m 以内)の落輪車両の引き上げ作業(クレーンなどの特殊作業は除く)⑥ボルトの緩み・バルブ切れ等その他現場対応が可能な軽作業(部品代は会員負担)
(2)レッカーサービス

事故または車両故障の現場から移動距離 20 km までを限度とした、レッカーによるけん引または車両積載車による運搬。ただし、移動先は特に会員が指定する場合を除き、運営者が指定する最寄りの修理工場とし、前項の現場軽作業サービスにより自力走行可能となる場合及びキーを紛失した場合は対象外とします。

(3)メッセージサービス

前 2 項のいずれかのサービス提供時の会員の要望に応じて、運営者は会員の家族・勤務先・加入保険会社へ代理で連絡を行います。ただし、運営者が連絡先電話番号を確認できる場合に限りです。

(4)アフターフォローサービス(※)

会員が乗車する車両が自力走行不能となり、かつ第(2)項のレッカーサービスの利用があった場合、運営者は、会員の要望に応じて、最寄の公共交通機関または宿泊施設への案内を行い、また次の各号のいずれか 1 つ(第④号を除き、複数サービスの併用は不可)のアフターフォローサービスを提供します。

①レンタカーサポート

事故または車両故障の現場が会員の自宅から直線距離 100 km 以上遠方の場合、小型乗用車(1800CC 迄)のレンタカーを手配し、24 時間以内の利用を限度に運営者が利用料金を負担します。ただし、ガソリン代・乗り捨て料金等は会員の負担とし、免責事項等は、レンタカー会社が定める利用条件に従うものとします。また、季節・時間帯・場所等により運営者が手配できない場合は会員が自ら手配を行うものとします。

②宿泊費用サポート

事故または車両故障の現場が会員の自宅から直線距離 100 km 以上遠方の場合、当日に限り、宿泊施設の案内または手配を行い、会員及び同乗者(ただし、車検証に記載の定員数内)一人あたり 15,000 円を限度に宿泊料金を負担します。ただし、会員は宿泊施設を指定できないものとし、飲食料金等は会員の負担となります。また季節・時間帯・場所等により運営者が手配できない場合は会員が自ら手配を行うものとします。

③帰宅サポート

事故または車両故障の現場が会員の自宅から直線距離 100 km 以上遠方の場合、当日に限り、会員及び同乗者(ただし、車検証に記載の定員数内)が電車・バス・航空機・船舶等の公共交通機関を利用して帰宅する交通費を、一人あたり 20,000 円を限度に負担します。ただし、新幹線・特急等は普通指定席まで、航空機はエコノミークラス、船舶は 2 等船室までの利用に限ります。また、利用券の予約・購入等の手配は、会員が自ら行なうものとします。

④修理後納車サービス

前 3 号のサービスを利用した場合、修理後完了車輛を会員の自宅(登録住所)まで納車します。ただし、運営者が負担する当該納車作業費用は 50,000 円を限度とし、陸送業者を使用し日程は運営者側で調整します。

※これらアフターフォローサービスは(第④号は除く)、会員が料金を立替払いし、運営者が送付した所定請求書用紙等が会員に到達した日または通常到達し得べき日から 1 か月以内に、会員が所定請求書及び日付・領収印のある領収書を運営者に提出することを条件に(この条件が満たされない場合、運営者は免責されます)、この提出書類が支払月の 10 日までに到着した場合は当月 20 日までに、同 20 日までに到着した場合は当月末までに、月末までに到着した場合は翌月 10 日までに、運営者が立替金額を会員の指定口座へ振込む方法により提供されるものとします。

第 7 条 （追加料金）

次の各号に定める費用は会員の負担となります。

(1) キーの閉じ込みにおいて、電子ロック等特殊構造の鍵や盗難防止装置等が付いているなどにより開錠が困難な車両の運搬・開錠等にかかる費用実費。
(2) トランクへのキーの閉じ込みによる直接開錠作業費用実費。
(3) キー(スペア含む)紛失時(車内に無い場合も含む)の全ての作業費用実費。
(4) バッテリーの充電費用。
(5) タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置を行う場合の補修費用及びタイヤ補修剤等の作業以外に要する代金実費。
(6) ガス欠時において、給油を行ったガソリン代金実費。
(7) その他、交換・備付等を行った部品の代金、及び補充・交換等を行った消耗品の代金実費。
(8) ドーリーの使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。
(9) サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等、ならびにサービスの実施に必要なとなった有料駐車場利用料金実費。
(10) タイヤが 2 本以上落輪している車両の引上作業費用実費。
(11) 車両が建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。
(12) 車両の破損による道路清掃作業・オイル漏れの後処理・資材の油処理剤代及び作業費用実費。
(13) サービス実施者が速やかに作業にとりかかれず、待機時間が発生した場合の待機費用実費。
(14) サービス実施者が安全対策をするうえで使用した発炎筒等の費用実費。
(15) 一旦レッカーサービスを利用した後、トラブル車両の修理を一旦に再度搬送依頼を受けた際の料金実費。
(16) 片道一区間を超える有料道路通行料金。
(17) サービス実施者が出勤したにも拘わらずサービス適用外であった場合(出勤後にキャンセルされた場合も含む)の出動費用実費。
(18) サービス実施者が一時無料保管した場合の 24 時間を超えた部分の保管料金(なお、24 時間以内の保管料金が常に無料になるわけではありません)。
(19) 前条の修理後納車サービスにおいて 50,000 円を超過する納車作業費用実費。

第 8 条 （無償サービスの適用除外）

次の各号のいずれかの場合においては無償サービスの適用除外とします。

(1) 会員またはサービス実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であるとサービス実施者が判断した場合。
(2) 車両が横転している場合。
(3) 故意によるかまたは車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。
(4) 無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等。
(5) 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故・故障等。
(6) 連続する 14 日以内に同一または類似内容の出動依頼が 3 回以上あった場合の 3 回目以降の出動依頼。
(7) レース、ラリー等、一般の乗用目的以外での車輛利用中の事故・故障等。

第 9 条 （有償サービス）

(1) 会員が無償サービス以外のサービスを求めた場合は、すべて有償にて、サービス実施者が対応可能な範囲で実施されます。
(2) 有償サービスの料金は、特に運営者が認めた場合を除き、会員がクレジットカードまたは振込みにて実費精算するものとします。

第 10 条 （個人情報等の取扱い）

(1) 会員はロードサービスの提供に必要とされる情報が運営者に登録されることに同意するものとします。
(2) 運営者は、ロードサービスの提供に必要とされる会員情報をサービス実施者に開示できるものとします。
(3) サービス実施者が取得した個人情報は、当社等の業務運営上必要な範囲内で利用することがあります。

第 11 条 （権利の喪失）

本規定における会員の権利は、本カード発行時から有効期限まで存続します。ただし、以下の項目に該当する場合は、一切の権利を喪失するものとします。

(1) 会員資格を喪失したとき。
(2) 会員が、本規定上の義務を遵守せず、重要な違反をしたとき。

第 12 条 （終了・中止・規定の変更）

ライフカードが事前または事後に会員に文書で通知することで、本ロードサービスを終了もしくは中止することができるものとします。

運営者は、会員の承諾なく本規定を合理的な範囲で適宜変更できるものとし、変更した場合はこれをライフカードに通知するものとします。ライフカードは会員に対し当該通知を行い、当該通知後は、会員が当該変更に同意したものとみなします。

第 13 条 （代位）

(1) サービス費用を第三者に損害賠償請求することができる場合、提供したサービス費用を上限とし、運営者は、会員の権利を害さない範囲内で、会員が有する権利を取得します。
(2) 自動車の故障によりサービスを提供した場合に、その原因が自動車メーカーの無償修理の対象であったときは、サービス提供にかかった費用を自動車メーカーなどに請求する場合があります。

第 14 条 （合意管轄裁判所及び準拠法）

(1) 会員とライフカードまたは運営者の間で、万一紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとします。
(2) 本利用規定に定めのない事項については、日本国の法令によるものとします。

【※6】月次料金のクレジットカード決済に関する特約

カード入会申込者、会員及び連帯保証人(以下「会員」という)は、以下の【新規クレジットカード申込者向け事前承諾事項】及び【クレジットカード支払規約】を承認のうえ、会員が利用する販売店(以下「販売店」という)の各種料金(カウンター料金、コピーキット代金、トナー代金等の複写機メンテナンス料金及び通話料、サービス利用料等の携帯電話利用料金、王様メンバーズクラブの利用料金・商品購入代金、以下これらを総称して「月次料金」という)をライフカード株式会社の発行する「AGBS ビジネスカード」または「AGBS ビジネスカード ゴールド」(以下「クレジットカード」という)を利用して決済することを承諾します。

【※7】新規クレジットカード申込者向け事前承諾事項

会員は、会員がクレジットカード入会申込みと同時に本申込みを行う場合、月次料金のクレジットカード決済の可否連絡のため、ライフカード株式会社から販売店にクレジットカードの入会審査の結果が通知されることをあらかじめ承諾します。

【※8】クレジットカード支払規約

1. 会員は、月次料金をライフカード株式会社の定めるクレジットカード会員規約に従い支払います。なお、支払回数は 1 回払いとします。
2. 会員から月次料金のクレジットカード決済の解約の申し出をしない限り、毎月の月次料金については毎回継続して前項と同様に支払います。
3. 会員がクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、カード利用状況などによっては、ライフカード株式会社の判断により一方的に月次料金のクレジットカード決済の手続きを解除されても異議ありません。
4. 3. の理由により月次料金のクレジットカードによる支払いができなくなった場合、月次料金のクレジットカード決済の可否連絡のため、ライフカード株式会社から販売店にその旨通知されることを承諾します。

【※9】明細照会サービス利用規定

第 1 条 （利用規定）

(1) 本規定は、ライフカード株式会社(以下「当社」という)がインターネット上で提供する明細照会サービス(以下「本サービス」という)の利用について、次条に従い利用登録が認められた者(以下「利用者」という)に適用されます。
(2) 利用者は、本規定のほか、本サービスについての「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項または関連規定を遵守するものとします。

第 2 条 （利用登録と ID・パスワード）

(1) 本サービスの利用者は、当社または当社提携会社の発行するクレジットカードの貸与を受けた者(以下「クレジットカード会員」という)のうち、本規定を承認のうえ当社が定める方法により手続きを行い、当社が本サービスの利用登録を認めた者となります。
(2) 当社は、利用登録を認めた者に対し、利用者を特定し、本サービスを利用するための ID 及びパスワードを発行します。利用者は、利用登録の申請の際に自ら指定した ID 及びパスワードを使用して利用登録を完了させるものとします。なお ID 及びパスワードは、当社が認めた範囲内で利用者が任意に変更できます。
(3) 当社は、ID 及びパスワードの一致を確認することにより本サービスにログインした者を利用者本人とみなします。

第 3 条 （本サービスの内容）

(1) 利用者は、利用登録申請の際に登録したクレジットカード商品によって提供される本サービスの内容が異なることを承諾するものとします。
(2) 本サービスの内容は、以下のとおりとします。
①ご利用代金明細照会②E メール配信③その他のサービス
(3) 当社は、本サービスの内容を予告なく追加、変更または中止することがあります。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は補償その他の義務を負いません。

第 4 条 （カードご利用代金明細書の郵送停止）

(1) 当社は、本サービスの提供によりご利用代金明細書の郵送を停止するものとします。ただし、当社が必要と判断した場合は、郵送するものとします。
(2) 利用者は、本サービスでご利用代金明細情報を閲覧し、これをデータ保存するものとします。なお、データ保存ができなかった場合は、当社に申し出るものとします。

第 5 条 （利用者の管理責任）

(1) 利用者は、自己の ID 及びパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、その ID 及びパスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。
(2) ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無にかかわらず、当社は一切責任を負いません。
(3) 利用者は、自己の ID 及びパスワードが使用されて当社または第三者に損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を賠償するものとします。
(4) 利用者は、E メールアドレスなど当社に申請した登録内容に変更があった場合、または自己の ID 及びパスワードが第三者に無断使用されていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。また届出がないことにより利用者並びに第三者に不利益や損害が発生した場合にも当社はその責任を負いません。

第 6 条 （利用者の禁止事項）

(1) 利用者は、利用者として有する権利及び ID 等を、第三者に譲渡もししくは行使させてはなりません。

(2) 利用者は、前項のほか、次の行為を行ってはなりません。

①本サービスの利用登録の際、虚偽の情報を送信・登録する行為。②公序良俗に反する行為または法令に違反する行為。③他の利用者または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。④その他当社が不適当と認めた行為。
本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産等は、すべて当社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはなりません。

第 7 条 （本サービス利用の一時利用停止・登録抹消）

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者の承諾なくして ID の一時利用停止または利用登録を抹消できるものとします。

①クレジットカード会員資格を喪失した場合。②本規定のいずれかに違反した場合。③本サービスの利用に際し必要とされる債務支払いまたは義務の履行を行わなかった場合。④ID・パスワードを連続してログインエラーとなった場合。⑤その他当社が利用者として不適当と判断した場合。

第 8 条 （利用者に対する E メールによる通知・情報提供）

(1) 利用者は、当社に登録した E メールアドレスを、当社または提携会社等からの重要情報を含む事務連絡メールまたは各種サービス案内やキャンペーン等の通知・情報

提供に利用することについて承諾するものとします。ただし、利用者は当社所定の届出をすることにより、事務連絡メール等の必要な通知を除く E メールによる情報提供の中止を依頼することができます。

(2) 当社に登録された E メールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者、利用者と E メールアドレスを共有している者、または第三者に対して損害が発生した場合には、当社は一切責任を負わないものとします。

(3) 利用者は、第 1 項の E メールが適切に受信できるよう、プロバイダーまたは自己の E メール受信機の設定等を行うものとし、当社が当該 E メールアドレス宛への諸通知・情報を送信したときをもって、利用者 に到達したものとします。

第 9 条 （個人情報の取扱い）

(1) 当社は、利用者が登録した情報、本サービスの利用情報等を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合の他は第三者に提供しないものとします。

〔a〕あらかじめ、利用者に対して、取得方法、提供する目的、提供する個人情報の項目等を通知し、利用者の同意がある場合。〔b〕法令等に基づく場合。〔c〕人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。〔d〕公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合。〔e〕国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

(2) 当社は、前項の個人情報を、次に記載する利用目的や顧客に有益と思われる情報提供に利用できるものとします。また、統計資料などに加工して利用できるものとします。

〔a〕利用者の管理及び利用分析・集計のため。〔b〕宣伝情報の配信等当社の営業・サービス案内のため。〔c〕各種取引の申込み・問合せの確認・照会または連絡・回答のため。〔d〕市場調査、商品開発等のため。

(3) 利用者の個人情報を預託する場合がありますが、当該個人情報を預託する会社とは機密保持契約を締結し、利用者の個人情報を漏洩しないよう適切な管理を実施します。

(4) 利用者の個人情報については、開示を請求できます。開示の結果、その情報が誤っている場合には、訂正または削除を請求することができます。また、第 (2) 項の範囲内で利用者の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供を中止します。請求・申出は下記にご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞
カスタマーセンター／横浜市青葉区荏田西 1-3-20 〒225-0014
TEL. (03) 6840-3232 (受付窓口／インフォメーションセンター)

(5) お申込み・お問い合わせの内容によって、または必要な情報をご提供いただけない場合には、回答できかねる場合があります。また、必要に応じて再度情報の提供についてご確認させていただきます。

(6) クッキーやウェブビーコン等を用いるなどして、利用者が容易に認識できない方法による個人情報の取得は行っておりません。

(7) 取得した個人情報については、漏洩、滅失またはき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

第 10 条 （免責）

(1) 当社は、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行いません。また、本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等を保証するものではありません。

(2) 当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負いません。

第 11 条 （本サービスの一時停止・中止）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知または承諾なくして、本サービスを一時停止または中止できます。

①システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合。②天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合。③その他当社が必要と判断した場合。

(2) 当社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

第 12 条 （本規定の変更）

(1) 当社は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとし、利用者もこれを承諾します。

(2) 利用者は、本規定の変更後、本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとみなします。

第 13 条 （準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第 14 条 （合意管轄裁判所）

本サービス利用に関する紛争について、利用者と当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかににかかわらず利用者の住所地または当社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

【※ 1 0】ポイントサービス規定①

カードへの入会およびカードの利用に係るポイントの付与は、住信 SBI ネット銀行株式会社 (以下「甲」という) が甲の定める「ポイントサービス規定」に従って行うものとします。

【※ 1 1】ポイントサービス規定②

Salon Professional Card の入会及びカードの利用に係るポイントの付与は、株式会社ビューティガレージ (以下「甲」という) が甲の定める「ポイントサービス規定」に従って行うものとします。

(2024 年 7 月 1 日現在)